

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 提案条文

<p>1 第4条第2項の会派の文言を、3つの案について、検討する。特に1人会派の記述について</p> <p>① 会派は、同一の理念を有する最少1人の議員で構成し、活動する。</p> <p>② 会派は、同一の理念を有する議員で構成する。ただし、一人会派も認める。</p> <p>③ 「議員は、政策を中心とした理念を共有する者同士で、会派を結成することができます。」、「議員は、1人の場合においても会派として届け出ることができます。」</p>
---

### 各会派の意見（記入しきれない場合は裏面をご使用ください）

自由民主党	<p>2 (1) 議員は、議会の運営に資するため、同一の理念を有する者と会派を構成する。</p> <p>(2) 議員は、1人でも会派として届け出ることができる。</p>
日本共産党	<p>③を基本し、会派の結成と少数会派の規定を分けて盛り込む。</p> <p>「議員は、政策を中心とした理念を共有する者同士で、会派を結成するものとする。」<u>「会派は、1人の場合においても届け出ることができる。」</u> ※議会は会派を基本としているのでその点を明記する</p>
公明党	③とする。
市議会民主党	②の前期民主・社民案をさらに変更し、「ただし」以降も削除した。 「2 会派は、同一の理念を <u>共有する</u> 議員で構成し、活動する。」
みんなの党	①原案の表現を基準とする。「最少1人」を「1人以上」変更する。 ②、③は、1人が「例外」である表現で、現状に即していない。
生活者ネット	① 会派は、 <u>政策を中心とした理念を共有する</u> 最少1人の議員で構成する 「活動する」は1項で述べているので、2項では削除。言い切りにする。
改革連合	②会派は、同一の理念を有する議員で構成する。ただし、一人会派も認める。
市民自治	調布市議会と同様の3案がよい
市民会議	① 会派は、同一の理念を有する最少1人の議員で構成し、活動する。
こがおも	③が適切だと思います。 ※理由は裏面に記載の通り

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 会派名（小金井市議会民主党）

- ・調布市の条例にならい構成と理念を分けた。新しい民主党案では、第2項の「最少1人の」を削除し、理念を「共有」とした。前期民主・社民案の「ただし」以降も削除した。基本的に、会派は複数の議員で構成されることを確認したい。
- ・第1項は、改革連合案「結成できるものとする」に賛成する。

### 会派名（改革連合）

本来「会派」は2人以上であるため、一番わかりやすい表現と思う。

### 会派名（小金井をおもしろくする会）

#### 【③が適切だと思う理由】

全国的には一人での会派の活動を複数人数で構成する会派と同等の扱いをする事例は少ないようだが、小金井市議会での議会改革の成果として長く運用されてきた特徴の一つである。その運用されてきた実態とともに、小金井市議会の特徴であり議会改革後の成果として認識されている根拠としては、近年行われた議会改革シンポジウムや、議員研修会等の場において、または他の場においても小金井市議会についての紹介の文章の中でも「小金井市議会の特徴の一つ」として何度も発信されている。そこに異議を唱える議員がいなかったことを考えると、他の議会とは違って、一人会派が他の複数会派と同等の活動ができることを保障してきたことを誰もが認めてきたということ。

それであるならば、条例案の②は例外扱いということ的前提とする為、これまでの議会改革の成果がニュアンスとして後退するのではないか。ゆえに①か③となるが、①は「同一の理念を有する」とことと「最少1人」ということが文章上の違和感を感じる為、③が前段で会派の考え方を述べ、後段で届出の基準を述べている為、こちらのほうが適切かと考える。

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 提案条文

<p>2 第4条第3項の「少数会派の尊重」という文言について、3案の中で、どうするか。</p> <p>① 「少数会派を尊重するものとし、」を削除してほしい。</p> <p>② 削除するのであれば、この項の最後に「少数会派の活動を保障する」を追加してほしい。</p> <p>③ 第2項「同一の理念を有する最少1人の議員で構成する」という言いきりであれば、「少数会派の活動の保障」はいらぬが、民主党案でいくと「少数会派の活動の保障」という言葉は盛り込む必要がある。</p>
--

### 各会派の意見（記入しきれない場合は裏面をご使用ください）

自由民主党	「少数会派を尊重するものとし、」を削除し、「全会派の活動を保障し、会派間の公平性を確保しなければならない。」とする。
日本共産党	②案、「議会は、議会運営等において、会派間の公平性を確保しなければならない。また、少数会派の活動を保障するものとする。」 ※少数会派の活動の保障は小金井市議会の伝統である。他議会において、少数会派の活動が十分保障されているとは言えない現状を考え明記しておく必要があると考える。
公明党	集約用紙No.1にある第2項の選択と合わせて、③とする。
市議会民主党	第2項とともに内容を整理し、会派の構成について記述した。 「3 議員は、1人の場合においても会派として届けることができる」
みんなの党	「少数会派を尊重」を「少数会派の活動を保障」に変更する。 現状を鑑み「尊重」ではなく「活動を保障」が適切と考える。
生活者ネット	3と同意見 「少数会派を尊重する。活動を保証する」という文言は削除。
改革連合	① 「少数会派を尊重するものとし、」を削除
市民自治	
市民会議	③ 第2項「同一の理念を有する最少1人の議員で構成する」という言いきりであれば、「少数会派の活動の保障」はいらぬが、民主党案でいくと「少数会派の活動の保障」という言葉は盛り込む必要がある。
こがおも	②が適切だと思います。 ※理由は裏面に記載の通り

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

会派名（公明党）

第4条第3項は、尊重の部分は外し、条文全体を以下のようにする。

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成するものとする。

2 議員は、政策を中心とした理念を共有する者同士で、会派を結成することができる。議員は、1人の場合においても会派として届け出ることができる。

3 議会は、議会運営等において、会派間の公平性を確保し、少数会派の活動を保障するものとする。

4 会派は、議会運営、政策立案等に関し、必要に応じて会派間で協議を行い、合意形成に努めるものとする。

会派名（小金井市議会民主党）

- ・ 「少数会派の尊重」は、議員平等の原則、多数決の原理に反するため、原案にある「議会は」「議員は」に修正し、「少数会派の尊重」は削除した。議員は1人ずつ皆が平等で、1人1票の表決権があるはず。「会派の公平性を確保」は残してもいいと考えるが、「努めるものとする」は長い。「努める」でもいいのでは？
- ・ 第4項は原文のまま、変更なし。

会派名（改革連合）

削除だけだと、条文として不備のように思えることと、議論の中から「一人ずつの議員として対等な活動を保障し、」と入れたらどうか。

会派名（市民自治こがねい）

「少数会派の尊重」はこれまで重要なキーワードであった。ただし、「すべての議員の活動を保障する必要がある」といった議論を経た上で、2案の「少数会派の活動を保障する」を追加する修正でもよいと考える。

会派名（小金井をおもしろくする会）

### 【②が適切だと思う理由】

元々の文章案は「尊重する」だが、これだと「価値あるもの、尊いものとして扱う」という意味になり、特別扱いになる為適切ではない。

①であれば、小金井市議会の特徴である少数会派についての考え方が述べられなくなる為、適切ではない。③にもいえることだが、第4条第2項で確かに「一人でも会派を構成できる」旨の条文は入るものの、ここでいう「少数会派」とは二人以下の会派を指すと捉えると、第4条第2項ではあくまで一人でも会派の届けを出すことができる＝一人会派というものを認める、というだけの意味合いであり、二人以下の会派の活動を三人以上の会派の活動と同等に扱うという実態の趣旨にならない。この第4条第3項で、明確に「少数会派の活動を保障する」と言及することが実態にも則している為、②であるべきだと考える。

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 提案条文

<p>3 第4条第5項の会派代表者会議を条例に盛り込むかどうか。盛り込むとした場合の情報公開の在り方について、会議録、傍聴などどうするか、また、それ以外に別の会議は設置するのか。</p> <p>① 会派代表者会議を盛り込み、傍聴を認め公開とする。会議録は作成する。また、いくつかの問題に限って、別の非公開の協議会を設置する。例えば、議員の身分の問題など。</p> <p>② 会派代表者会議を記述しない。申しあわせ事項の範囲で開催する。</p>
---

### 各会派の意見（記入しきれない場合は裏面をご使用ください）

自由民主党	会派代表者会議は記述すべきでない。仮に盛り込むとすれば、何故議員ですら傍聴が認められないのかなど、会派代表者会議のそもそもの意義のついてから議論する必要がある。
日本共産党	条例案文現行のまま。公開することが市民や市に不利益を及ぼすと考えられるものなどについて、会派代表者会議の運用で非公開もありうるとして、別の会議は設けない。
公明党	② 会派代表者会議は、条文にも逐条解説にも記述しない。
市議会民主党	第5項について、②の案に賛成する。会派代表者会議の記述の必要はなく、「申しあわせ事項の範囲で開催する」案でいい。
みんなの党	会派代表者会議は条例に明記する。運用は行政の行う「庁議」と同様の考えに基づき、現時点の申しあわせ事項の範囲で行う。
生活者ネット	2 4条では会派の構成とあり方を規定しているので、会議を規定した5項は削除。第5条に「そのほかすべての会議」を入れ、まとめる。
改革連合	② 会派代表者会議を記述しない。申しあわせ事項の範囲で開催する。
市民自治	1案で検討すべきである
市民会議	発言した内容と変更します。② 会派代表者会議を記述しない。申しあわせ事項の範囲で開催する。
こがおも	②が適切かと思う（ただし条件あり） ※詳細は裏面に記載の通り

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 会派名（ 改革連合 ）

会派代表者会議は、様々なレベルのテーマを取り扱うことから、申し合わせ事項で対応することに賛成する。

### 会派名（小金井をおもしろくする会）

【②が適切だと思う理由】※ただし、条件あり

公開した際のメリットとデメリットを考えると、公開しないほうがよいと判断した。メリットとして考えられるのは、「会派代表者が集まって会議したことで何が決まったかわかる＝透明性がある」ということ。ただし、これまでの会派代表者会議を経験した限りでは、デメリットは恐らくその重要なプロセスや人事案件、また他市との関連のある事案については当然非公開の協議会などで話し合わせ、会議体だけが増え、議事録作成やUST中継の段取りの時間とコストが増えるという結果になるであろう。

であれば、②であるが条件としては条文に記述はせず非公開にするが、協議の要点と決まったことを公開すること（その運用は申し合わせの中でやる）。

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 提案条文

<p>4 第3章の構成—広報・広聴活動について</p> <p>市民と議会との関係に、広報広聴活動と第3章を合体するかどうか、合体したほうがよいと考える場合にどのような項目を入れたほうがよいかを提案する。</p>
---

### 各会派の意見（記入しきれない場合は裏面をご使用ください）

自由民主党	合体した方が良い。
日本共産党	合体する。前回提案のとおり
公明党	第3章のなかに独立の条文を立てて、広報広聴委員会の設置をうたう。 条文案は別欄参照。
市議会民主党	「こがおも」第1項は必要なし。第3項の追加は賛成。「あらゆる市民」を入れず「議会は、傍聴しやすい環境を努めるものとする」に賛成。
みんなの党	独立させる。
生活者ネット	第8条 議会、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用する。市民の知る権利を保障し、多くの市民が議会および市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする 2 議会は、市民の声を反映させ、市民の知る権利を保障するための活動を行うため、広報広聴委員会を設置する。 3 広報広聴委員会に関することは、別に定める
改革連合	第9条 議会は、市民の知る権利に応えるため、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、多様な方法を用いて、広報活動の充実に努めなければならない。
市民自治	合体したほうがよい
市民会議	広報・広聴は第3章に盛り込む
こがおも	第3章に盛り込んだほうがよい。 ※内容は提案済み

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 会派名（公明党）

（ 広報広聴委員会）

第7条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。

### 会派名（小金井市議会民主党）

- ・ こがねいをおもしろくする会案について
- ・ 第3項：「あらゆる市民」20日の議論にあったように、障がい者への配慮には感謝するが、手話通訳者の手配、肢体不自由の車イス使用者に対応するエレベーター設置、外国人への同時通訳などの問題を現状で議論することは難しいと考える。新聞記者等の報道関係者を規定せず市民に含めなくても、会議公開の原則があるので規定する必要はない。

### 会派名（ みんなの党 ）

「市民と議会との関係」は、総論的に理念を記載、「広報広聴活動」には具体的なあるいは技術的な理論の整理を記載すべきと考える。

### 会派名（生活者ネット）

知る権利を保障するためと、市民の声を反映させるために広報広聴委員会を常任化する必要がある。

詳しくは逐条解説で述べる。

### 会派名（ 改革連合 ）

章として独立させるまでもないのではと思います。また、あまり具体的にせず、多様な用法を用いてという表現に留め、逐条解説等で具体的にした方が良いと思います。

### 会派名（小金井をおもしろくする会）

※内容は提案済み



## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 提案条文

#### 5 広報広聴委員会について

現在の議会報編集委員会のような議長の附属機関を改めるべきという意見が出された。共産党からは常任委員会にという案が提案されている。こがおもからも広報委員会の設置の提案がされている。現状維持の議会報編集委員会で行くか、広報委員会にするか持ち帰り。

### 各会派の意見（記入しきれない場合は裏面をご使用ください）

自由民主党	取りあえずは既存の議会報編集委員会を段階的に拡大していくのが現実的ではないかと考えており、広報委員会への組織に急変はできない。
日本共産党	前回の提案のとおり、広報委員会とする。
公明党	広報広聴委員会は、逐条解説で「特別委員会」を視野に入れた表現とする。別欄参照のこと。
市議会民主党	現状の議会報編集委員会がいいと考えているが、機能を拡充することについては検討すべき、と考える。
みんなの党	広報委員会の設置が望ましい。
生活者ネット	常任の広報広聴委員会を設置する
改革連合	広報委員会を否定するものではないが、議会基本条例を策定する過程では、現状のまとめとし、広報委員会は議会運営委員会で検討すべき。
市民自治	広報広聴委員会とすべきである。広聴した意見への返答は全会派で合意を得てから回答すればよい。
市民会議	「広報広聴委員会を設置できる」とする。議長の諮問として試行し、有効な活動ができれば、委員会に格上げする。
こがおも	広報委員会として常任委員会にすることが適切だと思う。 ※その理由は裏面に記載の通り

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 会派名（公明党）

常任委員会か特別委員会かという選択である。

常任委員会にするなら、根拠法との照合も考慮すべきだ。

ここは慎重に判断すべきで、当市議会では、長期間ほぼ常設化された特別委員会が存続したことも考慮し、逐条解説で、「特別委員会を想定している」という表現にしておくことが望ましい。

### 会派名（小金井をおもしろくする会）

#### 【広報委員会設置が適切だと思う理由】

一昨年前の市民アンケート（議会に対する市民の意識調査アンケート）では、議員定数や議員報酬を知らず、普段の議員の活動を知らないにも関わらず「定数が多い」「報酬額が高い」という結果であった。また、二元代表制の仕組みについてもほとんどの人が知らないという結果に。これは重く受け止めるべきであり、小金井市議会はこれまで議会内部の仕組みは他市に先駆けて改革を進めてきたものの、今二元代表制としての議会の役割が問われているのではないかと。インターネットでのコミュニケーションツールが進化を遂げ、市民は容易に行政ともコミュニケーションを取れる時代になった中で、ややもすると議会の不要論が大きな声になることも想像される。なぜなら、二元代表制と言う仕組みの中での議会の役割、議員の役割を市民の多くは認知していないからである。では、その責任は誰にあるのかというと、市民にもあるが、議員、議会の責任は大きいのではないかと。今一度、議会だよりを編集する会派窓口としての議会報編集委員会ではなく、市民とのコミュニケーション全般を統括し実行する部隊としての独自の委員会の設置が望まれる。今やペーパーメディアだけではなく、リアルなコミュニケーションや、インターネットメディアを含んだ最新の情報伝達技術を駆使した議会の広報の戦略を練り、即座に実行し、反響や効果によって常に改善し続け、地道に市民とのコミュニケーションを図ることではじめて、市民が議会や議員の役割を認識しやすくなるのではないかと。

時代の要請に応じられなくて、なぜ市民の声を聴くことができるのだろうか。特にこれからもっと情報伝達技術は進化を遂げていくはず。デジタルネイティブと呼ばれる世代がこれからどんどん成人を迎えることも考えなくてはいけない。

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 提案条文

<p>6 第5条第1項「公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない」の規定について 議会事務局の調査もふまえ、各会派が検討する。</p>
--

### 各会派の意見（記入しきれない場合は裏面をご使用ください）

自由民主党	原案で了承するが、会議を非公開とする趣旨を没却しない程度の記載にとどめることを逐条開設に明記すべきである。（「個人情報に関する事項のため」等。）
日本共産党	条例案文現行のまま。「個人情報に関するもの」などできる範囲での一定の説明は必要と考える。
公明党	秘密の内容が明らかにならない程度に、公開しない理由を述べることは可能だ、と考える(陳情名の読み上げなど、現状運用でも可能)。
市議会民主党	第1項「公開しない場合」について。原案の「ただし、公開しない場合については」以降は必要ない。秘密会の発議の時に、発議者が秘密会にする理由を述べる場合があるから。
みんなの党	原案第5条 「議会は・・・公開とする。ただし法律の規定に基づき秘密会を行うときは、その理由を明らかにしなければならない。」とする。
生活者ネット	公開できる範囲の理由を説明するべき
改革連合	公開しない場合については、できる範囲でその理由を明らかにするものとする。
市民自治	公開が原則なので文言を入れておくべき
市民会議	「理由を明らかに」に代え、公開することが適当でない場合は秘密会とする
こがおも	この条文は残す。公開しない場合は、小金井市教育委員会や他市の事例を参考にしなぜ非公開か明らかにすること。

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

会派名（ 改革連合 ）

公開しない理由を述べることで自体が問題になることもあるかもしれないことから、市民にわかるような理由の述べ方を工夫する余地を残した表現にしたつもりです。

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 提案条文

7 第5条 こがおも提案の第1項と第4項は新たな提案である。これらについて、持ち帰って検討し、意見を寄せること。

### 各会派の意見（記入しきれない場合は裏面をご使用ください）

自由民主党	公開の範囲が広範に過ぎ、具体的な運用が想定できないため了承できない。
日本共産党	1項、「議会は市民に対して情報を公開するとともに、説明責任を果たすよう努める。」、4項は入れない。※公開するものとして必要があると考えられるものは逐条解説で1項の情報公開についての考えを記述する。「情報の共有化」は、実際的にむずかしいのではないか。また、4項の「議員活動」の定義が不明確で広範囲にわたる可能性があると考えられるため。
公明党	こがおも案の第1項は、「情報公開と共有化に努める」とする。同第4項は、末尾を「公開するものとする」とする。
市議会民主党	第1項は必要ない。第4項については、第1項との関係がわからない。
みんなの党	原案第5条 「議会は市民に対して情報公開と <b>共有化を徹底しなければならない。</b> 」とする。 新提案第4項 異論はないが実質表現が必要か疑問である。
生活者ネット	5条1項は、議会運営の原則として第2条に移す。 (1)と(2)の間に入れる。市民に対して情報公開を徹底し・・・ 4項は削除
改革連合	1項は設けない。第二条との齟齬が生じるため。 4項を設けず、3項と一緒にする。なお、陳情・請願が優先的というのは反対。委員会で陳情者や傍聴者を待たせないための便宜的措置と考えており、優先とは意味が違うと思う。
市民自治	
市民会議	・1項を入れるのであれば、その後を号とする ・4項：「情報を公開」が情報提供と捉えれば、全ての資料・文書を提供することは無理。どのような資料があるのか、一覧表を作成し情報提供することで代えることができるのではないか。
こがおも	提案会派です。提案通り。

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

会派名（公明党）

こがおも案の追加1項と4項は、情報公開について書かれている。  
そのこと自体は理想とすべきことだが、現実を考えると、事情があつて公開できていない事案もあり、追加提案された条文のとおりにはいかないのではないかと。

よって、理想として掲げる部分と、現実的対応の部分で双方兼ね備えた表現にすることが望ましい。

会派名（小金井市議会民主党）

- ・第1項：広報の充実で十分。議会の説明責任については議会報告会の実施で担保される。
- 第4項：第1項との二重規定にならないか。議会活動に関する資料の定義が不明なこと、議員個人や議会事務局の作業量が増える可能性があり、賛成出来ない。原案のままでいい。

会派名（ みんなの党 ）

新提案第5条 情報公開は「徹底」、情報共有は「努める」と濃淡があるのは疑問である。

会派名（生活者ネット）

5条4項は、情報公開条例にすでに規定されているので、基本条例に規定せず、具体的なことは逐条解説で述べる。

会派名（ 市民自治こがねい ）

1は具体的にどのような手段が取れるのかを逐条解説に示せるのであればよいが、情報公開条例に則る形では、現在でも情報公開を徹底していると考え。それ以上のことをするのであれば、具体的に規程すべきである。

「情報の共有化」もフアジーな言葉であると考え。やはり具体的な方法を逐条解説に示せるような合意が持てるのであればよいが、人によって捉え方が違う文言だと考える。

「説明責任を果たさなければならない」は当然のことなので、議会報告会などを念頭に置きながら加えていくことには同意する。

4は、「議会活動に関する資料・文書及び保有する情報」の認識が、現段階では共有されていないと考える。また、「公開しなければならない」の意味合いも共有されていない。情報公開条例で規程される以上の方策を取るとすれば、全員の合意が取れる方策を整え逐条解説への具体的な記入が必要である。

## 議会基本条例 提案条文に対する各党派意見集約用紙

### 提案条文

<p>8 第5条 議会日程を事前に周知することについて、条文規定するかどうか、持ち帰る。議会日程を周知するとした場合、どのような場合を想定しているのか具体案を示すことができれば示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「原則公開とし、市民に事前に議会日程を周知するよう努める」を補充したらどうか。</li> <li>・ 広報広聴の部分で議論していくことが必要ではないか。</li> </ul>
--

### 各党派の意見（記入しきれない場合は裏面をご使用ください）

自由民主党	条文としては細かすぎる内容であり、市民から特にクレームもない限り、あえて規定する必要はないと考える。現実の運用を考え、全体では極力理念を規定するように努力し、市民に分かりやすいシンプルな条例がよいと考えている。
日本共産党	入れる必要はないのではないかと。現在も周知の手立てはとられており、具体的な文言をここに入れるのはそぐわないのではないかと。
公明党	議会日程を事前に周知することは、すでにHPと議会だよりでおこなわれている。あえて条文規定する必要はない。
市議会民主党	議会日程の周知は現状でいい。広報広聴部分での検討は必要。
みんなの党	原案第2項の「傍聴しやすい環境を整える」に含まれると考え、特に規定は必要ないとする。 逐条解説で「事前周知」の方法等について定義する。
生活者ネット	現在も事前にお知らせはしている。見せ方などは、広報広聴委員会や議会改革の中で議論していく。
改革連合	議会日程の事前周知を条文に明文化する必要はないのではないかと。公開するという事の中に、当然周知が含まれると考える。
市民自治	文言補充に賛成。
市民会議	日程の公開は申し合わせ事項レベル
こがおも	第3章の中に「周知する」という趣旨を盛り込める必要があると思う。 ※理由については裏面に記載の通り

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 会派名（小金井市議会民主党）

- ・ 議会日程の周知は重要と考えるが、「事前」とは何日前なのか。  
現状で定められている議会（議運）の手続きの変更出来るのかが課題になる。

### 会派名（小金井をおもしろくする会）

#### 【周知する、を盛り込む理由】

現状、議会日程は決まった段階で 1 枚にまとめてホームページにアップされてはいるものの、「周知＝広く知れ渡っていること」という意味では不十分である。単に告知としてアーカイブされているだけで、広く知れ渡る活動がされていることにはならない。

また、周知しなければならない理由としては、市民に対する存在感の無さ、議会と議員の役割を認知してもらえていないことが挙げられる（この点は広報委員会設置に関してのコメントに記載済み）。

この周知する意味合いをこの「市民と議会の関係」の章である第 3 章に盛り込むことが必要であり、第 3 章に広報の役割について記載されるのであれば、広報の項目で述べてもよいと思う。



## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 提案条文

9 第6条 公聴会と参考人制度について

原案の第1項と第2項については質が違うのではないか。第6条ではなく、別の条文にするかどうか。

### 各会派の意見（記入しきれない場合は裏面をご使用ください）

自由民主党	<p>第6条 議会は、議案、請願及び陳情（以下「議案等」という。）を誠実に処理しなければならない。</p> <p>2 議会は、議案等の審査にあたり、必要に応じて市民の意見を聴く機会を設ける。</p> <p>3 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用するよう努める。</p> <p>「市民の意見をきく機会を設ける」との文言は2項に含まれているので、公聴会や参考人の項からは削除して整理した。</p>
日本共産党	<p>両方とも、「自己研さん・調査・研修・政策立案」の章の、「政策・立案」にもっていく。※共産党提案もそのように変更する。</p>
公明党	<p>原案の第1項と第2項は、それ以外の項目と質が違う。別な条文を立てるべき。第6条のそれ以外の部分は、原案どおり。</p>
市議会民主党	<p>表題は、原案のままでもいい。公聴会と参考人制度について、別条にするかどうかについては、6条全体のまとまりも踏まえて検討したい。</p>
みんなの党	<p>「参考人制度」は別の条文とする。</p>
生活者ネット	<p>そのままでもいいと考える。広い意味で「市民の声を聞く」とくることが出来るからです。</p>
改革連合	<p>別の条文にすることに賛成。</p>
市民自治	<p>このままでもよいと思うが、より強調するために別に定めてもよいと考える</p>
市民会議	<p>参考人・公聴会に関する条例を別にしなくても良い。市民の声をきくために公聴会・参考人を活用することも可であるので、分ける必要はない。</p>
こがおも	<p>今の考え方でよいと思う。手続きと対象者が異なるが、目的として「審査等の為に市民等から意見を聴く」ことに変わりはない為。</p>

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

会派名（公明党）

東村山市議会の基本条例では、専門的知見をつかってより議論を深めるような条文のつくりになっている。このように独立した別条項を立てて、議会の機能をうたう章で記載してもよいのではないか。

<参考>

### ◆東村山市議会基本条例

（専門的知見、公聴会制度及び参考人制度の活用）

第15条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する学識経験者等による調査並びに法第115条の2（法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して、審議及び審査又は市の事務に関する調査を尽くすよう努める。

会派名（小金井市議会民主党）

・「連携」の表題について：選挙を経た議員と、市民との連携とはどういうことなのか。議員は、選挙により様々な市民の意見を代表している。連携の意味するものが、一部の議員にとって都合の良い市民との連携ということならば、間接民主制を否定しかねないので、この表現には賛成出来ない。

・公聴会と参考人について、制度が違うので別条にという意見も良いと思うが、小金井市の原案では、「積極的に」に比重がおかれている印象もある。第6条第1項と2項をひとつにまとめたとしても「市民の声を反映する議会」という趣旨は変わらないと思う。

会派名（ みんなの党 ）

1.（市民の声を反映させる議会）は、（市民の意見の聴取）や（市民の意見を聞く議会）のような表現が適切と考える。

2. 参考人制度は別条文とする。参考人制度の記述として「専門的又は政策的学識等を聴取」とあるが、「事実関係の把握や追求」に活用するものではないか。

（「専門的又は政策的学識等を聴取」をふくむ参考人制度の実際の事例をお教えいただきたい）

会派名（ 改革連合 ）

より細かい具体的なルールが必要になると思うので、別の扱いにすべきではないかと考える。

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 提案条文

10 第6条
① 大方の合意が得られる議員提案条例については、「原則としてパブリックコメントを行うものとする」とするか、「パブリックコメントを行うことができる」とするか。「大方の」という言い方を数値化するかどうか。
② アンケートなどの「広聴」について、どうするか。
③ 共産党の表現でいくか、白井議員のような書き方にするか

### 各会派の意見（記入しきれない場合は裏面をご使用ください）

自由民主党	「3分の1以上の議員の賛成により、パブリックコメントを行うことができる」。 広聴については具体的な方法まで書くべきではない。
日本共産党	前回提案のとおり。全会一致とする。
公明党	① パブリックコメントについては、条文でうたわない。 ② アンケートなどの方法について、逐条解説でうたうことは良し。 ③ 共産・こがおも、いずれの提案も選択しない。
市議会民主党	パブリックコメントについて記述するのであれば、多摩市のような記述ではどうか。
みんなの党	①「できる」規定とする。②旧第5章に技術的記載を行う。③「連携」との表現の意図は理解するが、すべてのことで「連携」が可能かどうかの議論が必要です。表現に多少違和感がある。
生活者ネット	6条全体の条文も共産党案でいいと思う。
改革連合	① 原則としてパブリックコメントを行う。「大方の」の数値化は、可決要件が過半数の賛成なので、それを表現すべきであると思う。 ② アンケートの扱いは保留。但し、この条項ではないように思う。 ③ 共産党案をベースにした方が良いのではないかと。
市民自治	
市民会議	パブリックコメント等により、市民の意向を反映するよう務めるものとする。
こがおも	提案会派。こがおも案がよいと思います。 ※

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 会派名（小金井市議会民主党）

パブリックコメントの記述については、記述にこだわるならば多摩市の例を参考にする。多摩市の場合は、（１）議会報告会及び意見交換会 （２）パブリックコメント （３）アンケート調査等以上３点のうち必要なものを用いるとしている。

また、これとは別の考えで、小金井市では、議会報告会、公聴会、参考人制度の活用が記述されているので、あえて必要ないのではとも考えている。この点は皆さんの考えを伺ってみたい。

### 会派名（ みんなの党 ）

原案第６条においては、「市民の声の反映」という意図・理念を素直に表現する。アンケート等の具体的手法は**広聴・広報活動**の章で記載する。

### 会派名（ 市民自治こがねい ）

① は「パブリックコメントを行うことができる」で。

「大方の」は「全会一致の上」した方が議会としてのパブリックコメントなので、齟齬がないと考える。

② アンケートなどの「広聴」について、どうするか。→具体的な方法については煮詰められていない。逐条解説などで、例としてあげる程度ではどうか。

### 会派名（小金井をおもしろくする会）

#### 【その理由】

提案時にも説明しましたが、特にたたき台で記載のなかった、アンケートとパブリックコメントを懇談会を含めて「手段の選択肢」としてまとめ、議員の条例提案の際にはいずれかの手法で市民等の意見を必ず聞くことを前提としております。執行部には条例提案の際にパブコメや市民を意見を聴くように求めることが通常の議員の反応だと思うが、議会の場合も市民の意見を何かの手段を使って聴くことが必要だと思います。

「～ねばならない」という表現がネックになるのであれば、「～ものとする」という表現でも意図は果たせます。運用は申し合わせやその他で決めればよいと思います。

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 提案条文

11 第6条の原案第3項の「誠実に処理する」という表現の取り扱いはどうするか。無くてもよいのではないか。

### 各会派の意見（記入しきれない場合は裏面をご使用ください）

自由民主党	「誠実に処理」との表現は残し、「適切な」を削除すべきである。適切であるか否かは客観的な評価に馴染まないため。
日本共産党	入れておく必要がある。
公明党	「誠実に処理する」という表現は無くし、「誠実に審議・審査する」とする。
市議会民主党	「誠実に処理する」表現はなくてもいい
みんなの党	「処理」は「対応」と変更する。
生活者ネット	適切に取り扱うとともに審議・審査するものとする。 誠実を取る。
改革連合	誠実に処理する、との表現はあっても良いと考える。
市民自治	残したほうがよい
市民会議	基本条例なので、理念的表現はあっても良い。
こがおも	「誠実に処理するものとし」は削除するのが良いと思う。

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

会派名 ( )

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 提案条文

<p>12 第6条の原案第2項「積極的に活用・・・」の部分について、「積極的に」という表現を残すかどうか。</p>
---

### 各会派の意見（記入しきれない場合は裏面をご使用ください）

自由民主党	前述のとおり
日本共産党	「積極的」は残す。今までもほとんど活用されてこなかったことを踏まえて盛り込んだ文言であり、意味あるものとする。
公明党	「積極的に」という表現は不要。外すべき。
市議会民主党	形容詞的表現は、条例の運用で問題がおきる可能性があり、削除すべき。
みんなの党	形容詞的な表現はなるべく避けたいが、残す事に異論はない。
生活者ネット	これからの市議会の姿勢を表す言葉として残したほうがいい。
改革連合	積極的に、は削除。
市民自治	残したほうがよい
市民会議	基本条例なので、理念的表現はあっても良い。「積極的」あってもよい
こがおも	文章を変更する必要があると思う。 ※詳細は裏面へ記載の通り

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

会派名（ 改革連合 ）

できるだけ、形容詞的表現を避けるため。

会派名（小金井をおもしろくする会）

**【表現変更の詳細】**

<変更内容>

「議会は、参考人制度を積極的に活用して、市民等の専門的又は政策的学識等を聴取する機会の確保に努める。」

↓

「議会は、必要に応じ参考人制度を活用して、市民等の専門的又は政策的学識等を聴取する機会の確保に努める。」

<説明>

あくまで「必要に応じて」この制度を活用するのであって、必要性もなく積極的に使うものではない為。また「積極的に」の具合を推し量る指標は様々異なる。



## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 提案条文

13 第6条 共産案第1項「適切に・・・審議・・・」の表現について、どうか。

### 各会派の意見（記入しきれない場合は裏面をご使用ください）

自由民主党	前述のとおり
日本共産党	「適切に」をはずす。何を指しているのかがよくわからないため。
公明党	我が会派の考え方としては、第8条との組み立ての変更は良いと思う。 ※No.15で提案の第6条条文を参照のこと。
市議会民主党	第3項の「誠実に処理するものとし」は削除
みんなの党	「慎重かつ十分」が適切と考える。
生活者ネット	
改革連合	「適切に」は削除。
市民自治	「適切に」を入れてもよい
市民会議	適切な表現である。修正する必要はない。
こがおも	修正提案があります。 ※詳細は裏面に記載の通り

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

会派名（公明党）

共産案の表現について；

第1項と第2項、第3項、そして第6項を続けて項目立てにしてはどうか。

第4項と第5項は、専門的知見の活用なので、別な章にする。

なお、共産案第1項の「適切」という表現は不要だと思う。なにをもって適切とするかは、主張や考え方によって非常に異なるからである。

会派名（小金井市議会民主党）

・誠実に処理するものとし」について、市議会では議案であれ、請願、陳情であれ、市民の付託に応えるため、いつも真剣に取り組んでいる。その上での意見としては「形容詞的表現は避けるべき。なくても十分に意味は伝わる。請願は紹介議員が必要で、ある意味内容が精査されるが、陳情は自由に出来るため、議会が誠実に受け止めることとは意味が違うと考えている。

会派名（小金井をおもしろくする会）

### 【表現変更の詳細】

<変更内容 A>

「議会は、議案・請願・陳情等について、適切、誠実に審議・審査するものとする。」

↓

「議会は、議案・請願・陳情等について、議論を尽くし審議・審査するものとする。」に表現を変更する。

<説明>

「適切、誠実に」という表現では、その議案や陳情、請願の取り扱いのみの意味合いなのか、審査・審議の姿勢をも表しているのかが伝わりづらい。1月20日の会議では「両方の意味合いがある」と聴いたので、その趣旨に賛成であり、それが具体的に伝わるような表現にするべきだと考え、このような条文を提案する。

<補足>※注意点

この文章内容では、「市民と議会の関係」という章にはふさわしくないのではないかとと思われる。市民との関係性を盛り込まないと、この項のみ市民との関わりが伝わりづらい。

<変更内容 B>

- ・この項をトル。
- ・この章の陳情・請願の項に「議論を尽くし審議・審査する」の趣旨を入れる
- ・議案についての審議・審査姿勢を盛り込む必要があれば、それは「議会と市長の関係」の章に入れてはどうか。

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 提案条文

14 第6条の原案第8条「請願・陳情の審査」と「陳述できること」については、第6条に組み込む案がでている。したがって、原案第8条は無くなるということ。この方向についてどうか。

### 各会派の意見（記入しきれない場合は裏面をご使用ください）

自由民主党	8条をなくすことには賛成する。
日本共産党	その方向でいい。
公明党	そのような変更も一案である。全体の条文の構成を見ながら、適切なバランスを考慮すべき。(No.15の別欄も参照願う)
市議会民主党	原案8条第1項の「誠実に」表現の議論は必要だが、6条に組み込む案については賛成出来る。
みんなの党	「陳情・請願」は原案第8条にすべきである。
生活者ネット	市民の権利として、「請願・陳情を出すことができる」規定を6条1項に。共産党案を1項ずつ繰り下げる。
改革連合	
市民自治	
市民会議	8条の内容が、それ以上ないのであれば、6条に盛り込んでも良いが、・・・
こがおも	第6条に組み込むことに賛成です。

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

会派名（ みんなの党 ）

「請願・陳情」について小金井市議会は同等に扱い、またすべての「陳情」について議題に挙げ審査してきた他の多くの議会にはない特色がある。こうしたことをふまえ「請願・陳情」は独立させ強調する必要があると考える。

1. 市民には「請願・陳情」を提出する権利がある。2. 議会は「請願・陳情」を同等にすべて審査する。を表現すべきである。

会派名（市民自治こがねい ）

小金井市議会の特色として、請願・陳情についてこれまでも他市と比較して、市民参加を根本においた先進的な取り扱いをしてきた経緯がある。

やはり特化して残しておいたほうがよい。

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 提案条文

15
<p>① 生活者ネットから、第8条は残し、請願・陳情を提出する権利を明記したほうがよいという意見が出されている。これについて各会派の結論を。</p> <p>② 請願・陳情の意見陳述について、委員会での発言をどうするか。</p>

### 各会派の意見（記入しきれない場合は裏面をご使用ください）

自由民主党	<p>委員会で発言することとした場合、発言が会議録に残ることで陳情者が萎縮する、手続きが煩雑になるなどのデメリットがある。現状のまま協議会内で行う方が良いと考える。</p>
日本共産党	<p>①大変重要な指摘であるが、すでに憲法で請願権が認められ基本的な権利の一つであることから明記する必要はないのではないかと。</p> <p>②委員会で行う。非公式な協議会で行うのは市民に失礼ではないか。委員会で行う場合の必要な規定は別途整理する。</p>
公明党	<p>① 別欄の公明案第6条第3項でうたえば権利は明記できる。</p> <p>② 同項（第3項）にて、委員会で発言できる旨を規定する。</p>
市議会民主党	<p>生活者ネット案①について、残す必要はない。6条に組み込む方向で。</p> <p>②については、現状の協議会での発言でいい。</p>
みんなの党	<p>市民の「権利」として明記すべき。</p> <p>委員会での発言とすべき。</p>
生活者ネット	<p>6条にまとめ、8条は削除。</p>
改革連合	<p>① 地方自治法に明記されている基本的な原則であり、改めて書く必要はない。②委員会での発言は、事前申し出の時期など陳述者にかえてやりにくい状況を作り出すのではないかと思うので、協議会での陳述にしておいた方が良いと思う。</p>
市民自治	<p>1は賛同する。2は「委員会」の発言でよいと考える。陳情者は参考人として発言になる。</p>
市民会議	<p>①市民の権利なので、この条例で規定するのは違うような気がする。</p> <p>②法的に齟齬がない手続きがあれば、委員会での発言とする。</p>
こがおも	<p>①不要（理由）議会の基本条例であるため市民が主語にはならない</p> <p>②裏面に記載の通り</p>

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 会派名（公明党）

我が会派としては、検討を踏まえ、第3章全体については、以下のような内容で提案したい。

※標題のカッコ部分の一部変更と、第6条第5項に議会報告会を入れた点に特徴がある。同時に、議会報告会について、「7条2項 議会報告会に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。」を削除する。

#### 第3章 市民と議会の関係

（市民に開かれた市議会）

第5条 議会は、本会議、委員会及び委員会協議会を原則公開とする。ただし、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない。

2 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。

（市民参加及び市民との連携）

第6条 議会は、議案・請願・陳情等を、誠実に審議・審査するものとする。

2 議会は、審議・審査をするに当たって必要に応じて、市民等の意見を聴く機会を設ける。

3 請願・陳情書を提出した代表者は、趣旨について委員会において陳述することができる。

4 議会は、条例提案等の政策提言をするに当たって、関係者等と懇談し、意見を聴く機会を設ける。

5 議会は、市民への説明責任を果たすため、議会報告会を年1回以上開催するものとする。

（広報広聴委員会）

第7条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。

### 会派名（小金井市議会民主党）

①について：6条に組み込む方向で、皆様のご意見を伺いたいです。

②について：現状のまま、委員会協議会の中での発言でいい。小金井市では陳情者発言が認められ、その記録は公開されている。委員会ではその発言を受け止めて委員会審議に臨んでいる現状で、十分市民の意見は聴取し反映出来ていると考えている。

## 会派名（ 改革連合 ）

申し出の時期は、今の「前日」よりは前にする必要がある。陳述者の変更があった場合の手続き、急遽陳述に來れなくなった場合の手続き等、かえって陳述しにくい環境を作るような気がします。

## 会派名（小金井をおもしろくする会）

<文章を以下に変更>

「請願・陳情を提出した代表者から申出があった場合は、その趣旨について陳述する機会を設けなければならない。」とする

<説明>

こうすれば、「委員会で」という記述は必要なくなる。

## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 提案条文

<p>16 第5条 ことがおも提案の第3項の表現について議論した結果、ここの項目表現については次の四択から選ぶこととなった。</p> <p>① 市民が傍聴しやすい環境      ② だれもが傍聴しやすい環境</p> <p>③ 傍聴人が傍聴しやすい環境      ④ 傍聴しやすい環境</p>
---

### 各会派の意見（記入しきれない場合は裏面をご使用ください）

自由民主党	「④ 傍聴しやすい環境」に賛成する。②の「だれもが」という趣旨も含むことになり、必要充分である。
日本共産党	「市民」（原文のまま）とする。 ※市民の定義はしない。この部分だけ他の文言にすると市民の定義が求められることになるため。
公明党	①「市民が傍聴しやすい環境」が良い。
市議会民主党	④の傍聴しやすい環境でいい。市民を定義することで、逆に報道機関や市外の傍聴者の傍聴を制限することになると思われる。
みんなの党	②だれもが傍聴しやすい環境
生活者ネット	②
改革連合	③傍聴人が傍聴しやすい環境
市民自治	1案に賛成する
市民会議	こだわらない。大勢に従う
ことがおも	② ※理由は裏面に記載の通り



## 議会基本条例 提案条文に対する各会派意見集約用紙

### 会派名（ 公明党 ）

第5条は、以下のようにすべきである。（原案どおり）

#### 第3章 市民と議会の関係

（市民に開かれた市議会）

第5条 議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則公開とする。ただし、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない。

2 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする。

### 会派名（ 改革連合 ）

議論の中から、一番解釈に問題がなさそうなので。

### 会派名（こがねい市民会議）

#### <白井案>

- ・ 6条4項「優先的」は適切な表現ではない。「先議」の意味だとすれば、条例でなく、申し合わせレベル
- ・ 5項：「機会を設けなければならない」義務規定は強すぎる。
- ・ 8条：2項以下を号とするとともに、全会派合意をするために議会改革で論ずべきである。

#### <共産党案>

- ・ 個別の条例は妥当

#### <五十嵐案>

- ・ 広報活動の充実：妥当な条文

### 会派名（小金井をおもしろくする会）

#### 【②が適切だと思う理由】

①だと市民限定だと誤解されやすい。③はあくまで傍聴に来た人、という限定になるために趣旨と異なる。④はこの文章の目的語がなくなるので文法上そぐわない。

また、②に含まれている意味としては、傍聴する場そのものの環境整備と、傍聴に来れない方でも何等かの手法で傍聴できる仕組みづくり、という2つの意味がある。前者は障害をもつ方、子育て中の方（幼児を同伴）、外国人など。後者は身体的もしくは条件的には問題ないとしても、物理的に傍聴できない方向けへの対応を含めている。こういう観点から考えても、「だれもが」という表現が適切かと考える。誰もが、という言葉にはその額面通りの意味以上でも以下でもない。この実現に向け鋭意努力する姿勢を表す。それはこれまでの取組姿勢と何ら変わりはないはずだと考える。